

# 離島等供給特例承認申請書

契託制第5号  
2023年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力送配電株式会社  
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2023年10月1日から2024年1月末日

## 離島等供給約款以外の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年4月1日実施。以下「離島約款〔低圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（2023年4月1日実施。以下「離島約款〔高圧・特別高圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧・特別高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧・特別高圧用〕をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限り。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕における15（定額電灯）(4)もしくは20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、16（従量電灯）(1)ニ、19（臨時電灯）(1)ハ、23（臨時電力）(3)イ、24（農事用電力）(2)ロ(イ)、附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)ホの料金、16（従量電灯）(2)ニ、16（従量電灯）(3)ホ、17（季時別電灯）(5)、18（高負荷率型電灯）(5)、19（臨時電灯）(2)ハ、19（臨時電灯）(3)ロ、20（公衆街路灯）(2)ニ、21（低圧電力）(5)、22（低圧季時別電力）(4)、23（臨時電力）(3)ロ、24（農事用電力）(1)ハ、24（農事用電力）(2)ロ(ロ)、25（深夜電力〔防霜用〕）(4)、附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則7（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(2)ニ、附則9（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(4)もしくは附則10（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）(2)の電力量料金または離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)、16（業務用電力Ⅰ）(3)、17（産業用電力）(5)、18（産業用電力Ⅰ）(3)、19（臨時電力）(3)、20（臨時電力Ⅰ）(3)、21（かんがい排水用電力）(5)、22（自家発補給電力）(1)ハまたは(2)ハ、23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハまたは(2)ハ、24（予備電力）(3)、附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)、附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)もしくは附則5（第2深夜電力の

お客さまについての特別措置) (5)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

##### (1) 低圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [低圧用] における15 (定額電灯) (4)もしくは20 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 16 (従量電灯) (1)ニ, 19 (臨時電灯) (1)ハ, 23 (臨時電力) (3)イ, 24 (農事用電力) (2)ロ(イ), 附則3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)もしくは附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホの料金または16 (従量電灯) (2)ニ, 16 (従量電灯) (3)ホ, 17 (季時別電灯) (5), 18 (高負荷率型電灯) (5), 19 (臨時電灯) (2)ハ, 19 (臨時電灯) (3)ロ, 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 21 (低圧電力) (5), 22 (低圧季時別電力) (4), 23 (臨時電力) (3)ロ, 24 (農事用電力) (1)ハ, 24 (農事用電力) (2)ロ(ロ), 25 (深夜電力 [防霜用]) (4), 附則6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則7 (ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニ, 附則9 (第2深夜電力のお客さまについての特別措置) (4)もしくは附則10 (第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置) (2)の電力量料金は、離島約款 [低圧用] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

##### (2) 高圧で供給を受ける場合

2（適用期間）に定める適用期間の離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)、16（業務用電力Ⅰ）(3)、17（産業用電力）(5)、18（産業用電力Ⅰ）(3)、19（臨時電力）(3)、20（臨時電力Ⅰ）(3)、21（かんがい排水用電力）(5)、22（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハ、23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハもしくは(2)ハ、24（予備電力）(3)、附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)、附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)または附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金は、離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定めるところによるものとしたします。

# 別 表 燃 料 費 調 整

# 別表 燃料費調整

## 1 燃料費調整額の算定

### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### (2) 燃料費調整単価

#### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力のとき。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 低圧で供給を受ける場合で、a 以外のときおよび高圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準



燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，b，cおよびdの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年6月1日から 令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から 令和5年11月の検針日の前日 までの期間
令和5年7月1日から 令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から 令和5年12月の検針日の前日 までの期間
令和5年8月1日から 令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から 令和6年1月の検針日の前日 までの期間

- b 低圧で供給を受ける場合で，定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，aに準ずるものといたします。この場合，aにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，離島約款〔低圧用〕における臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合には，aにいう検針日は，応当日といたします。
- c 高圧で供給を受ける場合で，記録型計量器により計量し，かつ，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，dの場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，aに準ずるものといたします。この場合，aにいう検針日は，計量日といたします。
- d 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高

圧で電気の供給を受ける場合に限りです。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力 I および予備電力を含みます。) で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものとしたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日としたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} + \\ &\quad \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ &\quad \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} - \\ &\quad \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電	10ワットまでの1灯につき	1 3 円 5 9 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2 7 円 1 9 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	5 4 円 3 8 銭
灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	8 1 円 5 6 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1 3 5 円 9 4 銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1 3 5 円 9 4 銭
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	4 0 円 6 0 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	8 1 円 2 1 銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	4 0 円 6 0 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1 円 1 0 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2 円 1 9 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2 円 1 9 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	2 1 円 9 1 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	2 1 円 9 1 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 5.76	円 銭 11.51	円 銭 23.03	円 銭 34.54	円 銭 46.05	円 銭 57.56

(e) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	350円00銭
---------	---------

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 低圧で供給を受ける場合

(i) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A，臨時電力，農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(1) 低圧で供給を受ける場合

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8 9 銭 8 厘
-----------------	-----------

(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整需要)

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(ホ) 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	13円64銭0厘
---------	----------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13銭6厘
-------------	-------

(2) 高圧で供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13銭0厘
-------------	-------

### 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠



1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款にもとづく算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

## 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

(円)

		(a)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3.50
	高圧で供給を受ける場合	1.80

○定額制供給の場合

(kWh、円)

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh <sup>※1</sup>	※2
				(b)	(a) × (b)
定額電灯および公衆街路灯A	電灯	10ワットまでの1灯につき	1灯	3.884	13.59
	電灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1灯	7.768	27.19
	電灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1灯	15.536	54.38
	電灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1灯	23.304	81.56
	電灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1灯	38.840	135.94
	電灯	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1灯	38.840	135.94
	小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	11.601	40.60
小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	23.202	81.21	
小型機器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1機器	11.601	40.60	
臨時電灯A	電灯	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1日	0.313	1.10
	電灯	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1日	0.626	2.19
	電灯	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1日	0.626	2.19
	電灯	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1日	6.260	21.91
臨時電力	動力	契約電力1キロワット1日につき	1日	6.579	23.03
臨時電力	動力	契約電力0.5キロワットの場合1日につき <sup>※3</sup>	1日	—	11.52
農事用電力B (脱穀調整需要)	動力	1日につき契約電力0.5キロワット	1日	1.645	5.76
	動力	1日につき契約電力1キロワット	1日	3.289	11.51
	動力	1日につき契約電力2キロワット	1日	6.579	23.03
	動力	1日につき契約電力3キロワット	1日	9.868	34.54
	動力	1日につき契約電力4キロワット	1日	13.158	46.05
	動力	1日につき契約電力5キロワット	1日	16.447	57.56
深夜電力A	動力	1契約につき	1契約	100.000	350.00

- ※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。  
 具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。